

食 品 安 全 委 員 会

リ ス ク コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 専 門 調 査 会

第 47 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 21 年 11 月 11 日（水） 10:00～12:01

2. 場所 食品安全委員会大会議室

3. 議事

- (1) 小泉委員長挨拶 2 ページ
- (2) 専門委員の紹介 3 ページ
- (3) 専門調査会の運営等について 5 ページ
- (4) 座長の選出 7 ページ
- (5) リスクコミュニケーションの取組状況について 9 ページ
- (6) リスクコミュニケーション専門調査会の今後の進め方について 25 ページ
- (7) その他

4. 出席者

(専門委員)

阿南座長、石井専門委員、廉林専門委員、唐木専門委員、近藤専門委員、新保専門委員、
多賀谷専門委員、近崎専門委員、原専門委員、広田専門委員、堀口専門委員、宮智専門委員、
山本（唯）専門委員

(専門参考人)

中村（善）専門参考人

(委員)

小泉委員長、長尾委員、野村委員、見上委員

(事務局)

新本リスクコミュニケーション官、小野勸告広報課長、久保専門官

5. 配布資料

- 資料 1 専門調査会運営規程等
- 資料 2 リスクコミュニケーション専門調査会における調査審議等の経過
- 資料 3 リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項
- 資料 4 食品安全委員会の改善に向けて（抜粋）
- 資料 5 21 年度における食品安全委員会のリスクコミュニケーションの実施状況

6. 議事内容

○新本リスクコミュニケーション官 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 47 回「リスクコミュニケーション専門調査会」を開催いたしたいと思います。

私、事務局のリスクコミュニケーション官の新本と申します。今日は、専門委員の改選後、初めての調査会ということで、座長が選出されるまでの間は、暫時私の方で議事を進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、食品安全委員会の小泉委員長よりごあいさつがございますので、よろしくをお願いします。

委員長、よろしくお願いいたします。

○小泉委員長 今年の 7 月 1 日から委員長を務めさせていただいております、小泉でございます。今日は雨の中、また足元の悪い中、朝早くから出席いただきまして、ありがとうございます。

既に今年の 10 月 1 日から新専門委員になりまして、このリスクコミュニケーション専門調査会も専門委員の方の任命が総理大臣からなされ、書類が届いているかと思います。

この専門調査会に属する専門委員を指名するというのは委員長の役割となっておりまして、皆様方には今後ともよろしくお願いいたします。

今年は 8 名の新しい方に御参加いただきまして、それぞれ専門のお立場から今までの御見識を生かしていただければと思います。

この食品安全委員会といいますものは、平成 15 年 7 月 1 日から発足しましてちょうど 6 年あまり経ちました。大体評価が 800 あまり終わっております。リスク評価が私どもの大きな役割ではございますが、リスク評価というのは科学に基づき、中立・公正ということで、それなりのやり方というのがありまして、科学者であればそれ程難しい問題ではないかと思っております。

しかし、このリスクコミュニケーションといいますのは、たとえ安全であっても、なかなか一般

国民の信頼を得られないということでもとても難しく、またどういうふうにやったら効果があるのかとかということも6年あまり悩んでまいりましたので、これから新しい専門委員になられた方々にも是非ともいろんな知識、アイデアを活かして御審議いただきまして、更なるリスクコミュニケーションがうまくいくようになればと願っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○新本リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。

それでは、今日、席上に配付しております資料の確認を最初にさせていただきたいと思います。

まず、議事次第がございまして、その後に専門調査会の専門委員及び専門参考人名簿ということで入っております。

資料1として「専門調査会運営規程等」ということでございます。

資料2は大きい紙でございますけれども、これまでの専門調査会における調査審議等の経過ということで、1枚紙が入っております。

資料3は、食品安全委員会から当専門調査会に当面調査審議を求める事項ということで、これまで求められた事項についての資料一式でございます。

資料4がこの3月に食品安全委員会で決定されました、食品安全委員会の改善に向けての概要とそのリスク関係の抜粋を付けたものでございます。

資料5は食品安全委員会におけるリスクコミュニケーションの実施状況についてということで、この4月以降の状況についてまとめたものでございます。

資料は以上でございますけれども、不足等があればおっしゃっていただければと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次の「専門委員の紹介」ということで入らせていただきます。今回、リスクコミュニケーション専門調査会の専門委員に御就任いただいた方を、私の方から名簿記載のとおり、お名前の順に御紹介させていただきます。お手元に名簿を持たせていただくとありがたいと思います。

今回、8名の方が新たに専門委員になられたわけですが、新しく就任された方におかれましては、一言ごあいさつをいただければと思っていますので、よろしくお願いします。

それでは、御紹介させていただきます。

阿南専門委員でございます。全国消費者団体連絡会事務局長でございます。

新たに専門委員になられました、石井専門委員でございます。

○石井専門委員 石井でございます。よろしくお願いします。千葉大学の教育学部で家庭科教育の講座の中におります。よろしくお願いします。

○新本リスクコミュニケーション官 新たに専門委員になられました、廉林専門委員でございます。

○廉林専門委員 廉林でございます。東京都で食品監視課長をしております。今回、新しくという

ことですけれども、名簿を見ますと自治体で実際にリスク管理というところを担当しているのはどうも私だけのようにございますので、その立場で少しは御意見を言わせていただいて、お役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○新本リスクコミュニケーション官 東京大学名誉教授の唐木専門委員でございます。

サントリービジネスエキスパート株式会社お客様リレーション本部 VOC 推進部顧問の近藤専門委員でございます。

新たに専門委員になりました、新保専門委員でございます。

○新保専門委員 おはようございます。新保でございます。公募、主婦となっておりますが、コープこうべの理事をしております。よろしくお願いいたします。

○新本リスクコミュニケーション官 社団法人日本フードサービス協会参与の多賀谷専門委員でございます。

新たに専門委員になりました、近崎専門委員でございます。

○近崎専門委員 おはようございます。今年からお世話になります近崎といいます。今日は岐阜から参りまして、ここの中では一番知識のない一般主婦として参加して、全く肩書きがない一般主婦なものですから、会議の足を引っ張らないように頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○新本リスクコミュニケーション官 新たに専門委員になりました、原専門委員でございます。

○原専門委員 全中の原でございます。全中では、営農分野のいろいろな仕事をやらせていただいております。食の安全・安心対策課なるものも私の担当でございます。その前は JA、全農の方でもっばらお米の集荷とか販売の仕事をやってまいっております。よろしくお願いいたします。

○新本リスクコミュニケーション官 新たに専門委員になりました、広田専門委員でございます。

○広田専門委員 広田と申します。専門は社会心理で、リスクコミュニケーション、リスク認知をやっているんですが、どちらかという食品の方は暗くて、今までは地震リスクとかそういうことをやっておりました。科学情報をどう伝達するかというのが専門です。よろしくお願いいたします。

○新本リスクコミュニケーション官 新たに専門委員になりました、堀口専門委員でございます。

○堀口専門委員 順天堂大学の堀口です。意見交換会のコーディネーターをいろいろな分野で借り出されてやっておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○新本リスクコミュニケーション官 新たに専門委員になりました、宮智専門委員でございます。

○宮智専門委員 読売新聞の宮智でございます。長年、家庭面をずっと担当してきました。6月に編集委員になりました。いろいろここでも勉強させていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○新本リスクコミュニケーション官 消費科学連合会企画委員の山本唯子専門委員でございます。

今日は御多用で御欠席でございますけれども、同志社大学の心理学部教授の中谷内専門委員、国立医薬品食品衛生研究所の山本茂貴専門委員は今日御欠席でございます。

専門参考人ということで、名簿にありますように、3 名の方に専門参考人としてお願いしておりますけれども、今日はUIゼンセン同盟常任中央執行委員の中村専門参考人が御出席でございます。

○中村（善）専門参考人 皆さん、お世話になります。UIゼンセン同盟というのは、労働組合でございます、主に傘下では大手のチェーンストア、いわゆるダイエーとかヨーカドーとかイオンとか、そういうスーパー関係のものを傘下に持っておったり、あるいは外食、すかいらくとか外食チェーンを傘下に持っておったりするもの。あと一部製造で、食肉製造のハムとかといったようなところも傘下に持っている、いわゆる生活に関連する産業を組織化している労働組合でございます、そういう関係で若干食の世界にも縁があるということで御参加をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○新本リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。

本日、食品安全委員会からリスクコミュニケーション専門調査会の担当委員である、先ほどごあいさついただきました小泉委員長、野村委員が御出席でございます。また、見上委員、長尾委員にも御出席いただいております。

畑江委員がリスクコミュニケーション担当の委員でございますけれども、本日はご欠席です。

食品安全委員会の事務局は、私、リスク官の新本でございます。

あと、リスクコミュニケーション専門官の久保でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

《専門調査会の運営等について》

○新本リスクコミュニケーション官 それでは、次の議事に入りたいと思います。「専門調査会の運営等について」ということで、お手元の資料1を御覧いただければと思います。

今回、初めて専門委員になられた方々には、別途時間をいただきまして概略を御説明させていただいておりますので、この場では食品安全基本法とリスクコミュニケーション専門調査会に関して簡単に御紹介をさせていただきたいと思います。

1 ページ、食品安全基本法ということで、これは食品安全委員会の業務なり組織等を規定している基本法でございますけれども、この1ページの2にありますように、リスク分析手法の導入ということがこの基本法の大きなポイントでございまして、その中で第11条の中で食品健康影響評価を実施するということで、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、原則としてこのリスク評価が施策ごとに行わなければならないということが規定されてございます。

3 ページにまいりますと、第12条になりますけれども、ここではリスク管理については評価結

果に基づいて管理を実施するという事で、リスク評価と管理の関係をここで規定されているものとございます。

4 ページがこの食品安全委員会の所掌事務を規定しているものとございますけれども、第 23 条ということで、食品健康影響評価、いわゆるリスク評価を中心といたしました事務がここで規定されてございます。

リスクコミュニケーションについては、この 23 条の第 7 号ということで、関係者相互間の情報及び意見の交換を企画、実施するという事で、食品安全委員会が行う事務についての関係者相互間の情報及び意見の交換を企画、実施するという事で位置付けられているものとございます。

その辺りについては 7 ページの方にリスクコミュニケーションの推進ということで解説を入れてございますけれども、そもそも基本法の第 13 条の中で広く国民の意見を聴取して施策を実施するという旨の趣旨が規定されてございまして、それを受けまして幅広く国民の意見を聴取した上で、例えば評価対象の優先順位を決定するとか、リスク評価の結果を国民にわかりやすく説明し、その内容の正確な理解を促進するといった幅広く関係者との情報や意見の交換を図りつつ業務を実施することが重要というものとございます。

こうした観点から、委員会におきましては、委員会が行う自らの業務に関して、関係者との情報や意見の交換を行うということを規定しているものとございます。

また、この法律に基づきましてリスクコミュニケーションは食品安全委員会だけの仕事ではございませんで、リスク管理機関たる農林水産省や厚生労働省もそれぞれリスクコミュニケーションを行うことになっておりますけれども、その推進に当たりましては、関係機関と連携をとって取り組んでいくことが必要というものとございます。

8 ページの下の方に、専門委員に関する規定がございまして、食品安全委員会には、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができるということで、内閣総理大臣の任命により任命するという事でございまして、先ほどの委員長のあいさつにあったような形で、辞令を出させていただいているところでございます。

以上が基本法の概略でございまして、続きまして委員会の運営規程ということで、11 ページを御覧いただければと思います。専門調査会の運営規程については、食品安全委員会の決定に基づきまして規程されてございまして、11 ページの第 2 条にありますように、専門調査会の設置がここで規程されてございます。

この 2 号にありますように、専門調査会は専門委員により構成し、属すべき専門委員は、委員長が指名するという事で、先ほどの委員長のごあいさつにあったとおりでございます。

また、3 にありますように、専門調査会に座長を置き、専門委員の互選により選任するというこ

とになります。座長は当調査会の事務を掌理するということで、座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する方が職務を代理するという規程になってございます。

当調査会の所掌でございますけれども、第3条の2号ということで、リスクコミュニケーション専門調査会は、委員会が行うリスクコミュニケーションに関する事項について調査審議をするということになってございます。

12 ページ、第5条としては、この会議の議長の関係とか、2項で委員は、専門調査会に出席することができるということで、今日も担当の委員に御出席いただいております。

関連で14 ページ、今ほどこのリスクコミュニケーション専門調査会の所掌についてお話ししましたけれども、実はこの9月1日で所掌の変更がございまして、消費者庁の設置に伴う食品安全基本法の改正に伴いまして、一部リスコミの関係の所掌が変更されてございます。

2の改正の概要にありますように、それまでは、関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整に関してもこの委員会の事務となっておったところでございますけれどもこの事務につきましては消費者庁に移管されまして、その結果、委員会の事務といたしましては、委員会の行う事務についてのリスクコミュニケーションに関して調査審議を行うということで、当専門調査会の方でそこを審議するという形になってございます。

15 ページが委員会の公開ということで、委員会の公開についての規定がございまして。会議の公開、議事録の公開が規定されてございまして、専門調査会についても同様の扱いということで、今日も公開という形で、議事録についても原則としては公開という扱いになりますので、御了承をお願いしたいと思います。

以上、概略でございますけれども、当調査会の運営規程の要点について御説明をさせていただきました。

これまでの御説明につきまして、何か御質問があればお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

《座長の選出》

○新本リスクコミュニケーション官 それでは、次の議事に入らせていただきます。座長の選任ということで、本調査会の座長の選出をお願いしたいと思います。座長の選出につきましては、今ほど御説明したとおり、専門調査会の運営規程の第2条第3項により専門委員会に座長を置き、当該専門委員会に属する専門委員の互選により選任することとされております。

互選ということでございますが、御推薦ということでどなたかございましょうか。

近藤専門委員、お願いします。

○近藤専門委員 古くからいる私に推薦する権利があると思うんですけども、阿南さんに消費者を代表するお立場にいらっしゃいますし、是非座長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○新本リスクコミュニケーション官 唐木先生、どうぞ。

○唐木専門委員 私も多分古いので、6年間リスコミをやってきて、今までやってきたことはこの紙1枚にまとめられていますけれども、これからメンバーを一新して新しい6年が始まるだろうと。ですから、新しい考え方でこの専門委員会を運営していくという意味でも、阿南さんに是非その辺を頑張ってリードしていただきたいと思います。

○新本リスクコミュニケーション官 今ほど近藤専門委員、唐木専門委員から阿南専門委員をということでお話がございましたが、いかがでございましょうか。

(拍手)

○新本リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。それでは、御賛同いただきましたので、座長に阿南専門委員が選任されました。

それでは、阿南専門委員、座長席の方にお移りいただきたいと思います。

(阿南専門委員、座長席へ移動)

○新本リスクコミュニケーション官 それでは、阿南座長から一言ごあいさつをお願いいたします。

○阿南座長 阿南でございます。大変な役を引き受けてしまったなと思っておりますが、皆様の力を借りて、何とか責任を全うしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

先ほどからお話がありますけれども、食品安全委員会が創設されて6年を過ぎましたが、このリスクコミュニケーションというものが理屈ではわかって、これを実践するのは極めて難しいことだということを思い知らされた6年間ではなかったかと思っています。

しかし、さまざまな努力と試行錯誤をやってきました、まとめられておりますように、少し方向性が見えてきたような気もしています。私はこうした6年間の努力の積み上げを1歩も後退させることなく、更に豊かなものに発展させていけるように頑張ってまいりたいと思います。皆様と御一緒にやっていきたいと思っておりますので、是非よろしくお願いいたします。(拍手)

○新本リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。

それでは、これ以降の議事の進行については、阿南座長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○阿南座長 それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。その前に、私から提案をさせていただきます。

まず、食品安全委員会専門調査会の運営規程第2条第5項に、座長に事故があるときは、当該専

門調査会に属する専門委員のうちから、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとあります。

したがいまして、私から座長の代理として、近藤専門委員にお務め願いたく指名させていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(拍手)

○阿南座長 よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、近藤さんから、よろしければ一言ごあいさつをいただきたいと思います。

○近藤専門委員 お互いに推薦しあっていますけれども、是非よろしく願います。いろんな立場で情報、それこそこの委員会の中で深いコミュニケーションをしていかなければいけないと思いますので、是非皆様と一緒に頑張っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

《リスクコミュニケーションの取組状況について》

○阿南座長 ありがとうございました。それでは、次の「リスクコミュニケーションの取組状況について」、議事に入らせていただきたいと思います。

まず、事務局からこれまでの専門調査会の活動状況も含めまして、食品安全委員会のリスクコミュニケーションの取組状況について報告をお願いいたします。

○新本リスクコミュニケーション官 それでは、資料 2～5 を用いて御説明させていただきたいと思います。これからこの専門調査会の調査審議について検討をいただくわけですが、その参考ということで、これまでのリスクコミュニケーション専門調査会の活動の状況なり現在やっておりますリスクコミュニケーションの状況について御紹介、御説明をさせていただきたいと思います。

まず資料 2 を御用意いただければと思います。これは平成 15 年に調査会が設置されて以降のこの 6 年間の専門調査会での調査審議の経過をまとめて表にしたものでございます。

平成 15 年度の発足早々でございすけれども、15 年度から 16 年度にかけては、我が国における食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題ということで、この専門調査会において御審議をいただいております。まさに新しいリスク分析の枠組みの中で、リスクコミュニケーションを進めるに当たっての現状なり課題について御議論いただいたというものでございまして、この結果につきましては、平成 16 年度の欄になりますけれども、7 月に現状と課題ということで報告がとりまとめられ、委員会で決定されてございます。

この中におきまして、さまざまな課題が提示されまして、これを受けましてリスクコミュニケーションの推進が図られているというような状況でございすけれども、併せて平成 16 年度は、BSE

に関するリスクコミュニケーションということで、委員会を挙げてこういった取組をやった時期でございまして、その辺の BSE のリスクミの状況につきましてもこの専門調査会におきまして調査審議をしてきたというようなことで、この期間におきましては全都道府県で意見交換会を実施したという経過でございます。

次に平成 17 年度に入りますと、前の年の 16 年度に現状と課題が設けられまして、この委員会決定で示された課題を具体的にするというところで、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法について、この専門調査会で御審議いただいております。

併せて、17 年度後半になりますけれども、食育の関係、当時食育基本法が制定されまして、食育の関係につきましてもこの調査会での審議がされてございます。

こういった調査審議の過程におきまして、当時の専門委員なり外部講師の方々からリスクコミュニケーションに関する講演なり報告もいただきながら、こういった効果的なリスクミの推進を図る手法について検討を進めてきたということで、その結果につきましては平成 18 年度の 11 月に食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けてという形でまとめられまして委員会決定されてございます。

更にこの改善に向けての中におきましてもまた幾つかの課題が示されまして、具体的には平成 19 年度の欄に 5 つありますけれども、この 5 つの点につきまして更に具体的な検討を進めようということで、1 つはリスクコミュニケーションの検証についてということでございます。

これにつきましては、専門調査会の審議の結果、平成 20 年 8 月に意見交換会の実施と評価に関するガイドラインという形でとりまとめられてございます。

その下の地方自治体との協力につきましても、昨年 8 月に当面の取組方向ということでとりまとめてございます。

また、食育につきましては、つい先月になりますが、食育の現場におけるリスクコミュニケーションの充実に向けた食品安全委員会の取組方向ということでとりまとめていただいております。

透明性の確保と情報提供の在り方についてということにつきましても、この 10 月に食品安全委員会の情報提供の改善に向けた取組方向ということでとりまとめていただいております。

具体的な課題がそれぞれで示されまして、だんだんに具体的な提案をいただいていたというような形で、そういった経過を経ているものでございます。

ですから、方向性についてはかなり御議論いただきまして、最近におきます調査審議においては、より具体的な提案をいただくというような段階まで至っているというような状況でございます。

また、食品安全委員会全体といたしましても、平成 20 年度の欄に書いてございますけれども、発足 5 周年を迎えて食品安全委員会全体の改善に向けてということで検討がされまして、リスクミ

の部分につきましては、この専門調査会においても議論をされまして、その結果も踏まえて委員会として全体としての改善に向けてというものが決定されているものでございます。

この資料 2 の参考として資料 3 が、過去委員会から委員会決定により求められたこの専門調査会で当面調査審議を求める事項ということで、新しい順に入れてございますけれども、直近のものがこの資料 3 の 1 ページにあります、平成 18 年 12 月に委員会から求められたものでございます。先ほど申した 5 つの事項がございます。

このうち 4 つについては検討結果をとりまとめた形になってございますけれども、下から 2 つ目の諸外国の連携につきましては、とりまとめというよりは随時外国の方を食品安全委員会が招聘をしてございますので、そのときどきに意見交換なり議論をしているという形に進めているものでございます。参考までに用意させていただきました。

続きまして、資料 4 は食品安全委員会の改善に向けてということで、概要と後ろの方に関係する部分の本体の抜粋を付けてございますけれども、この 3 月 26 日に食品安全委員会で決定されたものでございます。

頭にありますようなこの改善に向けた検討の趣旨といたしましては、設立 5 周年を向かえて次のステップに向けた取組を行うべき時期ということでございまして、委員会業務や機能の在り方の見直しを行うということで、検討されまとめられたものでございます。

検討に当たっての基本的考え方とありますけれども、食品安全基本法に定められた責任と権限を前提に、リスク評価機関である委員会としてどのような改善に取り組んでいくべきかとの観点で行われたものでございます。以下、リスク評価に係る改善方策等々ありますけれども、2 ページの当調査会に関係する部分について御紹介をさせていただきたいと思います。

「3. 提供に係る改善方策」といたしまして、消費者等の関心が高い評価案件については、Q&A や理解に必要となるリスク管理情報を含めた情報発信を行う、わかりやすい情報発信を実施する、ホームページなり DVD なり改善を進める、その関係団体との意見交換なりきめ細かい連携を図る、地域あるいは消費者団体に対してもより情報提供という働きかけを行うというような改善方策が提示されてございます。

4 番がリスクコミュニケーション、特に意見交換会につきましては改善方策ということでまとめられてございますが、リスコミについては、メディアとの懇談、意見交換会、ホームページ、いろんな手段がありますので、こういった手段を有機的に組み合わせることに留意しながら改善を進める。

次に意見交換会につきましては、関係者のニーズを分析して目標を明確にして、多様な場を設定するということで、例えば消費者団体の共催で行うとか、小規模な形で参加度の高いような形での

工夫とか、そういったものを進めるというようなことでございます。

また、地方組織との一層連携したリスクコミュニケーションの推進、あるいは地域での活動の支援ということも提示されてございますし、パブリック・コメントなどについても意見・情報を出しやすい環境づくりに努める。

更には学校教育における関係機関との連携というようなことで提示されてございます。

これらの改善方策につきましては、順次実施に向けて事務局等々で検討を進めているところでございます。

以上のような流れの中で現在行っております状況について資料 5 を御覧いただきながら、現在、食品安全委員会で行っておりますリスクコミュニケーションの状況について、この 4 月以降にやってきたものについて御紹介をさせていただきたいと思います。

1 つは意見交換会等の実施状況ということでございまして、この 4 月以降でありますと、鶏肉中のカンピロバクター、食中毒の原因微生物のリスク評価の案につきまして、この 6 月に意見交換会をやってございます。

東京都と福岡県ということで、いわゆる生食についての評価というような部分もございまして、そういった食習慣があります福岡県で開催したというのが特徴かと思います。内容的には担当の微生物・ウイルス専門調査会の座長あるいはその専門委員から評価案について御説明をいたしまして、会場参加者との意見交換という形で、参加者と説明者との間で意見交換なり情報の共有ということで進めていただいたものでございます。そういった意見交換会が出されたものなりパブリック・コメントを経て、最終的にはリスク評価結果が委員会で決定されているものでございます。

「(2) 双方向性を重視した小規模な意見交換会」ということで、先ほど委員会の改善に向けての中でも御紹介しましたけれども、ややもすれば大きな会場で一方的に説明をして意見交換が不十分というような反省もございまして、双方向性の重視ということが非常に重要であろうということで、その 1 つの試みといたしまして、1 つはサイエンスカフェということで、これは小泉委員長がスピーカーとなりまして、30 分程度食品安全に関する科学的なお話をした後に、参加された方々からコミュニケーションカードという形で全員に出していただきまして、その内容について意見交換をするということで、非常に参加度の高い、全員参加型の手法ということで試みをやっておるものでございます。

昨年度から始めまして、この 5 月で 3 回目ということでございまして、サイエンスカフェについては引き続き今年度も開催することで準備を進めているところでございます。

その次がトワイライトセミナーということで、この食品安全委員会のビルがこの 6 月に移転したのに併せまして、このビル内でトワイライトセミナーということで、基本的にはカフェ方式という

ことで同じなんですけれども、こういった事務室ですのでカフェというのもどうかということで、トワイライトセミナーということで夕暮れどきに集まっていたいて、畑江委員から食中毒の關係を中心にお話をいただいて、これも同様にカード方式で全員参加型の手法でやってきたというもので、そういった形で工夫をしながらやってきています。

先ほど申したサイエンスカフェというのは東銀座にあります群馬県の施設をお借りしまして、群馬県の共催という形にいたしまして、カフェのようなくつろいだ雰囲気の中でこういったお話をさせていただくというものでございます。

あと、下の方にありますが、アフタヌーンカフェということで、これは自治体との共催で安全な食べ物は何だろうという形で、これも少人数でくつろいだ雰囲気の中で全員参加型の運営に努めながら同様の取組を進めてきているところでございます。

なお、この中で石川、栃木とか兵庫などについては、後で御説明しますけれども、食品安全委員会の方でリスクコミュニケーターの育成ということで人材育成の講座を開いていまして、その講座の受講生が実際にこのアフタヌーンカフェの運営に参画いただきながら、実際にそういった演習の一環としてそういったアフタヌーンカフェの運営をやっていたという形にしております。

「(3) 地方公共団体等との共催による意見交換会」ということで、食添なり食中毒をテーマといたしまして、厚生労働省なり自治体との共催という形で意見交換会をやってございます。

まず一番上の秋田県におきましては、食品安全委員会の方から、あるいは厚生労働省の方から解説をした後にパネルディスカッション、更には参加者と意見交換という形で進めてきたものでございます。

その次の広島と岡崎での食中毒をテーマとしたワークショップでございますけれども、これは比較的少人数のグループワークという形で参加者がグループに分かれてそれぞれ食中毒を防ぐために生活の中で自分ができることということで話し合いをしていただきまして、整理をいたしまして、それで意見交換を実施するというで、その話し合いの中で食品安全委員会で行っております評価の話とか、厚生労働省の管理の話とかそういったやりとりをするという進め方でやってきているものでございます。

一番下の方で、その他食品安全に関するセミナーということで、これは福岡市で農林水産省の九州農政局の福岡農政事務所との共催ということで、食品安全委員会は地方公共団体との共催もありますけれども、こういった他省庁との、いわゆる出先機関との連携ということも進めておりまして、福岡の農政事務所との共催でセミナーという形でやっているものでございます。

3 ページの「(4) 子どもを対象とした意見交換会」ということで、1 つはジュニア食品安全委員会、これは東京でこれまでやってきておったんですけれども、今年度から地方でも開催するという

ことで、ここにありますような各地で開催してございます。

地方公共団体との共催によりながら、食品の安全性についても短いレクチャーの後にクイズ、意見交換を実施するというので、小学校 5 年生、6 年生を中心に親御さんも一緒に参加されてそういった活動をやっております。

以下、いろんな形で地域でもやっております。

「(5) 関係団体等との懇談会」ということで、今年度は消団連さんとの 7 月に開催して意見交換をしております。

「(6) 講師派遣」ということで、地方公共団体や各種団体がいろんな会合なり勉強会を企画した場合に、そこに講師として委員または事務局の人間が行ってお話をしてくるという取組をしております。

4 ページ、その一環として家庭科教員の教育免許状更新講習ということで今年度はやられてございますけれども、これについては畑江委員を派遣し、そういった講習の中で食品安全についての講習をしているところでございます。

2 はパブコメの実施状況ということで資料が後ろについてございますが、「3. 情報の発信」は、季刊誌ということで年に 4 回、イラスト入りのできるだけわかりやすい形に努めながら、食品安全ということで発行してございます。これについてはホームページにも掲載しているものでございます。

あと、E メールということで、メールマガジンについても毎週 1 回発行ということでございます。現在、登録者数は 10 月末現在で約 7,700 名ということになってございます。

この中にもいろいろ委員長談話なりということで随時情報発信をさせていただいておりますし、ここに書いてございませんけれども、例えば O-157 とか、食品の安全に係るいろんな動きがあった際には、あるいはエコナの関係とかそういった場合には情報なり Q&A を掲載して速やかな情報提供に努めているところでございます。

最後、その他の取組といたしまして、先ほど来お話に出てはいますけれども、リスクコミュニケーターの育成講座ということで、今年度についてはファシリテーター型、これはいろいろ意見交換を進める際の進行役というような形でそういった方を育てるという観点でやっているものでございますけれども、各地でやっているところでございます。

こういった方々については今後私どもが進める意見交換会なりリスコミの場で実際に協力や活躍をいただくような形になればということで、リスコミの全体の裾野を広げるという観点で進めているものでございます。

下の方のインタープリター型ということで、これはどうしても食品安全の科学的な分野でのリス

コミということで専門的な分野になりますので、そこをできるだけわかりやすく解説しながら意見交換を進めていただくような核となるような人を育てるという観点で、リスクコミュニケーターの1つのジャンルとして進めているものでございます。今年については3か所既にやってございますけれども、引き続き今年度中にあと何箇所かやる予定になってございます。

5ページの(2)は食品の安全ダイヤルということで、これは食品安全委員会の事務局の方に専用の電話を設けまして、食品の安全に関するいろんな問い合わせについて答える体制が整備されてございますが、4月以降の受付件数といたしましては420件ということで、このような御質問がございます。

多い質問につきましては、Q&Aという形でホームページに掲載して、できるだけ情報発信に努めているところでございます。

最後に、食品安全モニターを通じた意見等の把握ということで、食品安全モニターと申しますのは、全国で470名の方をお願いいたしまして、言わば日常の生活を通じた御意見をお寄せいただくということで、2年間ということで1年ごとに半数交替していただいていますけれども、そういった方々をお願いしているものでございまして、4月以降については215件の報告がございました。

報告の中では、衛生管理の関係の御意見が多く寄せられたというようなことになっています。

ここで食品安全モニターに関しまして、実は食品安全委員会事務局の方で事故がございまして、モニターさんにメールを通じていろいろお願いなりをしているわけでございますけれども、この8月にモニターさん381名、電子メールを送ったところ、送った方全員の方のメールアドレスがほかの方にわかるような形で送られてしまったというようなことがございまして、この件につきましては11月5日に公表し、また食品安全委員会の方にも報告をしたところでございます。

関係するモニターの方々には大変御迷惑、御心配をおかけいたしまして、おわびをしているところでございます。再発防止をしっかりとやるということで、内閣府部内で検討を進めてございますけれども、このようなことがないようにしっかりとした対応をやりたいと思っていますので、そういった状況にあるということで御報告をさせていただきます。

あと、6ページ以降が内訳ということです。6ページは意見交換会の4月以降の開催状況ということで、全体のリストでございます。大きいものでは100名以上ということでございますけれども、先ほど申したサイエンスカフェとか、アフタヌーンカフェというのは比較的小規模ということで、20名とか30名とか全員が参加意識を持てるような規模での形のものも多くなってございます。

7ページが講師派遣での状況ということで、さまざまな演題、テーマをいただいておりますけれども、食の安全性全般から個別のものまでさまざまございまして、関係する委員なり専門委員あるいは事務局の方で対応させていただいているものでございます。

9 ページは、食品安全委員会が行ったリスク評価の審議結果案について、意見募集、いわゆるパブリック・コメントということでこの4月以降の実績を整理したものでございます。

以上、食品安全委員会の専門調査会の活動状況なりリスコミの実施状況について御報告をさせていただきました。

説明は以上でございます。

○阿南座長 ありがとうございます。今、この間の取組ということで報告をいただいて、食品安全委員会の改善に向けての内容についても御説明いただき、今年に入りまして10月までのリスクコミュニケーションの取組について報告がありましたけれども、ここに関しまして御質問があればお出しいただきたいと思います。

堀口さん、どうぞ。

○堀口専門委員 たくさんいろいろされていて、何県で何々をやったという一覧表があるんですけども、例えばマッピングして、東京都さんは何回とか、そうするとこういう大きい丸が付くとかやると、食品安全委員会がされているリスクコミュニケーションが全国の中で偏りがあるのかなのか、当然依頼がないと多分行ってはいないと思うんですけども、その全体の国の広がりがあるような資料が1枚あると、今後の取組が何に重点を当てていけばいいのかとか、例えば地域性というのもわかるのではないかなと思ったんですが、何かその辺は偏りとかあるんでしょうか。

○新本リスクコミュニケーション官 そういった整理というのはこれまでされていないかと思うんですけども、私ども全国地域での広がりというのは非常に重要と考えておりまして、実は年1回でございますけれども、全国食品安全連絡会議ということで、私ども食品安全委員会は地方の出身機関を持たないんですが、地方公共団体の都道府県、その政令市、あるいは保健所を設置している市町村の担当の方にお集まりいただきまして、今年も11月27日を予定してございますけれども、その場でいろいろこういった講演とか意見交換会の御要望を聞くとか、我々の取組を御紹介してできるだけ広げるような取組をしておりますので、今、堀口専門委員が言われたとおり、その辺の何県がというところは見た上で個別にお話しするというのが非常に重要だなと感じました。今のところそういうような状況でございます。

○阿南座長 どうぞ。

○堀口専門委員 評価をしていく、検証しなければいけないというようになっているので、やはりマッピングなどをして全国的な広がりを見ると、11月27日にあるときにその薄いところの県とか市の担当者に個別にきちんと話ができてキャッチできるのではないかと思います。

また、今、地方自治体もお金がないので、多分出張旅費を工面するのは非常に大変な状況になっていると思うので、そこでただ聞いて帰るのではなくて、おたくのところは何かやっていないでし

ょうかというところを安全委員会の方からしっかり言っていけば全国的な広がりになるのではないかなと。

これまでの経験からしても、熱心なところは毎回言ってくるんです。なので、薄いところにターゲットを当てるためにも、マッピングしていただければと思うんです。

○新本リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。是非その方向で考えていきたいと思っています。

○阿南座長 唐木さん、どうぞ。

○唐木専門委員 その際に、必ずしも食品安全委員会を通さないリスクミはたくさんありますから、それも一緒にやらないと全体像は見えないですね。

○阿南座長 それはほかの省でやっているとかそういうことも含めてですか。

○唐木専門委員 都道府県独自でやっているのもありますし。

○阿南座長 そうですね。ほかに御質問はございますか。

宮智さん、どうぞ。

○宮智専門委員 1つ質問が。私は初めてなのでよくわからないんですけども、この子どもを対象にした意見交換会というのはとても大事だと思っているんですが、これは大体小学生、中学生、高校生とかは入っていないのでしょうか。

○新本リスクコミュニケーション官 今年度やっておりますジュニア食品安全委員会については、基本的には小学校5年生、6年生を対象にやっています。ただ、一部、クイズ方式のものについては小学校3年生というものもありますけれども、基本的には小学校の高学年ということでやってございまして、意見交換会という形でやっているのはそういう形での取組になってございます。

あと、併せて御紹介させていただきますと、やはり小学生だけではなくて、中学生、高校生に対する食育の観点からの情報提供も非常に重要と考えておりまして、今年度の取組といたしましては、中学校の家庭科の副読本を想定とした教育素材というものを食品安全委員会の事務局の調査事業の中で今年度内につくるということで作業中でございまして、そういった形を通じて中学生に対しても、食品安全に対する正しい知識といったものを提供するようなことで準備を進めているところでございます。

○阿南座長 どうぞ。

○堀口専門委員 ということは、リスクミのプランニングとしては、小学生から順番にやっていて、この年は中学生も入ってきてという方向性でやっていますという認識でいいんですか。

○新本リスクコミュニケーション官 大きくは、特に食育という観点から子どもたちに対する情報提供ということが重要だということで、プランニングといたしますか、我々も予算事業として手当に

限りがありますので、できるところから順次やってきているというのが実際的なところだと思います。

○堀口専門委員 リスクコミュニケーションはプランニングするものだと思うんです。勿論、限られた予算の中でプランニングをするのは当たり前なので、全然限られたお金でやるというのは当たり前だと思うんですけれども、そのときの大きな方針がプランニングになっていくから、今のやり方だと見えてくる姿としては、小学生をまずやっていきましたと。今年は中学生を始めていますと、今後に向けては、ではどうなんだろうかというようなところで、多分宮智委員などもその資料を見るとという質問のように私には解釈できるんです。

ですので、やっていますという話はみんなこの資料ではわかっているの、やはり安全委員会としての方針がわかるように御説明していただけるといいかなと思います。

○新本リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。方針的なものについては、今日は概略で説明してしまったんですけれども、今のような食育の話につきましても、ただ小学生から中学生とかそういう戦略的なところまでは入ってはならないんですけれども、例えば学校教育の現場の中ではそういった教育関係の連携が重要とか、提案をまとめていただいておりますので、1つはそういったものに沿って着実に取組を進めていくのかなというのが我々やらないといけないと考えています。

更に今後どうしていくかについては、まさにこれから皆様方に御審議いただいて、その他また御指導いただければと思っております。これまでの方針についてまたどういう形で説明できるかはまた検討させていただきたいと思っております。

○阿南座長 どうぞ。

○唐木専門委員 非常に大事な問題提起がされたので一言だけ言わせていただくと、確かにいろんなリスクコミュニケーションを食品安全委員会はやっていますが、この6年間の実績、経験から見ると、1つ大きな問題があるような気がするんです。

それは、堀口さんがおっしゃったような、だれがヘッドクォーターなのかということ。例えばリスクコミュニケーション専門調査会は、総論あるいは方向については意見を出したけれども、先ほど言ったような副読本について具体的にどうするのかというようなことはここは一切関与していない。これは事務局がおやりになっている。

そうすると、この委員会の中は親委員会があり、事務局があり、専門調査会がある。それがそれぞれどういう連携をやっているのが我々自身にも見えていないということが、例えば副読本あるいは安全ダイヤルの処理とかいろんな問題についてあるだろうと思うんです。その辺のところはひとつきっちりと整理をしておく必要があるだろうと思います。

○阿南座長　どうぞ。

○新保専門委員　こちらの資料の中に 10 月 30 日、兵庫県で講座があったように書かれておりますが、どの講座もどういうふうな広報の仕方、どうされているのでしょうか。これは神戸市でしているのですけれども、私は全然知りませんでした。

大体コープこうべに、こういう消費者問題に関しても食の安全に関しても大体講座のあるときには情報が入ってくるんです。私が知らないというのは情報が入っていないのではないかなと思います。

これはどれを見てもその 1 回限りでその後が続いていっていない。コミュニケーションはその先、枝分かれしてずっと隅々までいかなかったらコミュニケーションにはならないと思うんです。講座の相手が例えば食育をやっているサークルとかそういう方向づけであれば、そこからまたほかに発信ができていくと思うので、これは 1 回限りのことをただやりましたとしか私は受け取れなかったのです。

それとファシリテーターの育成講座というのは、ファシリテーションを進めるだけの知識を講座されるのか、それともこういう食の安全に関しての知識も一緒に学んでいくのか、そのところを教えてください。

○新本リスクコミュニケーション官　まず、育成講座の募集の仕方でございますけれども、委員会の方でもホームページ等でやっていますし、あと地方自治体の協力をいただきますので、地方自治体の方でも募集をお願いして、いろんなやり方があるようなんですけれども、地域によってはビラを置くとか、ホームページもやりますし、県によって兵庫県さんが今回どうやったかは今手元にありますか。

○久保専門官　具体的な今回の 30 日での公募をどうやったかというのは手元に資料がないので今、申し上げられないんですけれども、30 日にやったのはインタープリター型と申しまして、以前私どもの人材育成の講座、ファシリテーターの講座を受けた方を対象にしたステップアップ講座ということの位置付けになっておりまして、基本的には若干クローズな性格を持つような形になっております。ただ当然それだけでは足りませんので、地方自治体さん、兵庫県さんのお考えの中で、もう少し範囲を広げて参加者を募集しているものと思われます。

また、食品安全委員会のホームページでも、若干名という形で公募をさせていただいているところでございます。

○新本リスクコミュニケーション官　育成講座 1 回きりという話でございますけれども、私どもとしてはこうした育成講座を受けられた方々については、引き続き、我々が地域でも展開する意見交換会の場に積極的に協力をいただくということをお願いをしております、いろいろ折に触れ情報

提供をしながら一緒に協力をいただくような形でお願いをしているところでございます。

あと、ファシリテーター型の中身でございますけれども、これは単にファシリテーションの技術だけではなくて、当然食品安全委員会の役割とかそういったリスク分析の考え方とかといったものについても、御説明をして理解を深めていただくといった食品の安全に関する基礎的な知識を持ちながら、ファシリテーションの技術も併せて得ていただくというような形で進めているものでございます。

○阿南座長 堀口専門委員、どうぞ。

○堀口専門委員 初年度にファシリテーターの研修の講師をさせていただきました。ファシリテーションは必ずしもそのテーマとなっている内容に関して知識を持つ必要はなく、かえって非常に知識を持っているとファシリテーションする側は自分がしゃべりたくなるんです。なので、ファシリテーションをやるからといって専門的な知識が必ずしも必要ではないけれども、例えばある程度の食品安全の考え方とか、食品安全委員会の役割など知るべきことはあろうとは思いますが、専門職として欧米ではファシリテーターは成り立っている職種ですから、特にファシリテーションは目的が明確にする必要はあるんですけれども、そこは安全委員会の方で明確にさせていただいて、継続してやるのかやらないのかもやっていただければと思います。

ファシリテーションに関しては、特に専門的な知識は。ファシリテーションのスキルが必要だと思っております。

○阿南座長 どうぞ。

○近崎専門委員 一般主婦なので見当違いのことを申し上げるかもしれないんですけども、まず一般主婦としては、ファシリテーターとか、インタープリターという言葉これから広げていくとすると、一般消費者にとっては何だと、すごく専門性の高いものを感じてしまって、飛びつきにくいものになっているような気がするんです。

だから、今後そういうふうな講座を広めていくのであれば、もう少し一般消費者にわかりやすいような言葉の講座というのをお願いしたいということと、ファシリテーター型とかインタープリター型の講師を養成するということなんですけれども、それはそれでいいのかもしれないんですが、ではその後、その人たちがどのように活動していくかという支援がどういうふうにされているのか知りたいのと、もしもそのファシリテーターとして先ほど食品安全の知識をある程度植え付けるということであれば、食品安全モニターの敷居をもう少し下げさせていただきたいというか、私は今ここにいますけれども、食品安全モニターに以前応募したことがあったんですが落ちたんです。専門ではなく一般主婦なんです。

だけれども、やはり食に関しては知りたいし、学びたいと思っているんですけれども、食品安全

モニターの基準は多分大学なりそういう専門的な知識を持った人でないと応募できない。リスクコミュニケーションとして広げたいのであれば、もっとハードルを下げて、一般主婦がモニターをしながら逆に学ぶことができるのではないかなと思って、人数的にも四百何人ではなくても全国的に今インターネットを使える方であればもう 1,000 人規模とかもできると思うので、その前に資料を見させていただいたら、一時そういう食品安全モニターのレベルを下げたらどうかというのが何年か前に載っていたような気がするんですけども、それは何かの意見で立ち消えになったのかなと思って、その辺をお聞きしたいと思います。

○阿南座長　いかがでしょうか。

○新本リスクコミュニケーション官　モニターについての意見でございますけれども、対象者としての要件といたしましては、1 つは大学などで食に関係の深い学問を修了していること、または食に関係の深い資格、栄養士さんとかそういった資格を持っていられる方。または、食品の安全に関する行政、業務に従事したことがあること、この 3 つのいずれかの方をお願いするということになっております。

そういう意味で、近崎専門委員が言われたようなことについては、必ずしも全員がなれるという形になっていないというのは事実でございますけれども、過去そういった検討をされてその後どうなったかという、過去の経緯は私は承知していないので申し訳ないんですけども、1 つの御提案として受け止めたいと思います。

ただ、このモニターの趣旨が日常の生活を通じて御意見をちょうだいするということですので、我々としては一定の食品安全についての基礎的な部分はある方がよろしいのではないかなということとで恐らくこういった要件的なものを引いているのではないかなと思われませんが、そこは再度中で検討してみたいと思います。

近崎専門委員が言われるように、そういった資格を持っていない方でもいろいろ食品安全について学ぶ機会が欲しいという趣旨だと思うんですけども、そういう意味から申し上げますと、我々の推進しているものとしては、1 つは E メールマガジンという形で登録していただければさまざまな情報が手に入るような形になってございますし、ホームページ等も充実しているところでございますので、そういった努力は続けたいと思っています。

モニターの件については検討させていただきたいと思います。

○阿南座長　ファシリテーターとかインタプリターという呼び方については。

○新本リスクコミュニケーション官　そうですね。

○堀口専門委員　そこは講師を始めたときも安全委員会のところに定義を明確にした方がいいのではないかなという話をさせていただきました。やはりファシリテーターというのは、今日の副で付

いている近藤先生とか、いわゆる司会進行役ですので、スキルは当然必要になってきて、コミュニケーションは続けてやっていくという話が先ほどありましたが、では、ファシリテーター、インタプリターでずっといくとすると、講座を受けて難しくて次に来られないんです。

1 回講座を受けてファシリテーターできるのだったら、全国民がファシリテーターをできます。会議の司会になります。だけれども、それが専門職だったりとかしているのは、だれをターゲットにしてファシリテーターの講座をやるかというところを検討しなければいけないことと、インタプリターはその専門性の内容に非常に熟知していないと、テーマで食中毒ならば食中毒、カンピロバクターだったらカンピロバクター、私でもそれは説明ができません。

なぜならば、質問が出たときに回答ができないからです。なので、やはりインタプリターというのは、わかりやすく伝えるという技術がもともとの専門の内容に関してプラスαされているものでなければ非常に難しいと思っています。

立場上、どうやって食の安全に関するものに参加していくかというところをリスコミ調査会で明確にしていけばいいのかなと思っているんですけども、私はやはり意見を言う立場として普通に多くの人に参加をしていただきたいと個人的には思います。

残念なことに、今日の会議では石井先生など家庭科の先生を対象に教育をされている方はいらっしゃいますけれども、ここに一般に乳幼児健診などで普段しょっちゅうお母さんたちと対応している栄養士関係の方がおられなくて、栄養士の方もすごく消費者の方たちと普段対応している職種でありますし、リスコミをやっていくとしたら立場とどういうところでどういうふうに関わっていくかというところがインタプリターとかファシリテーターという言葉が使われるとわからないと言われるのはもう当然のことで、定義をしてはっきりさせていくべきだと思います。

○阿南座長 もうすでに議論は次の課題に入っているようですが、これまでの取組についての御質問はほかにありませんか。

近藤さん、どうぞ。

○近藤専門委員 御報告の中の質問ということで、資料 5 の 1 ページ、双方向性を重視した小規模な意見交換会は非常に有効なリスクコミュニケーションで、人数を見るとこんな小さい人数にこれだけのコストをかけてやるのかという御批判もどこかで出るといけないと思うんですけども、やはり今の時代は大勢にやるということは勿論否定はしませんけれども、調査でも大きい調査と 10 人単位の調査があるように、小さい双方向のコミュニケーションを行えるようなところで小規模な意見交換会、ジュニアも含めてこれは非常に重要なことだと思うので、是非続けていってもらいたいと思います。

ただ、前提として、人数はわかりましたけれども、どんな人が来ているのかなと。例えば毎回同

じ人が来ているとか、無理やり集めた人が来ているとか、その辺が非常に心配なのでお聞きしたいというのと、東京では群馬県が非常に協賛をうまいことやってくださっているんですけども、なぜ群馬県だったのか、例えば日本中のいろんな県に農水系のショールームがありますよね。例えば表参道だったら原宿とか、新宿の大きいところで宮崎県とか、ああいうところの県の方々とうまくコミュニケーションをとって広げていけないのかなという気がします、その辺はいかがでしょうか。

○小泉委員長 私はその3回のサイエンスカフェやらせていただきましたが、なぜ群馬県かといいますと、銀座の一等地に群馬県の事務所があって、そこを無料で貸してくださいました。そこでやると夜かなり人通りがあるものですから、4〜5人の方が入ってこられるのです。ですから、参加者の方は主婦とか普通のサラリーマンとかそんな方が結構来られました。

この少人数でやったという理由は、やはり大きいところでしかも専門家ばかりのところでは質問しにくい。リスクとは何ですかということから聞けるような雰囲気をつくるという、お茶を飲みながらそういう雰囲気をつくるためにやったもので、本当は20人でも多いぐらいかなと思っています。大体20〜30人の範囲で集まってこられます。むしろ一般の人を対象にやったつもりです。

○阿南座長 どうぞ。

○山本（唯）専門委員 元に戻ってしまうんですが、食品安全モニターに関しましては、私の周りでも同じように専門の資格を持った人しかとらないということを結構聞かれます。もし今後もそのようにしていくのであれば、食品安全モニターという名前を変えた方が、私は資格がないから応募する前にだめだのではないかしらと応募する前にわかるようにするようになりたいと思います。ですから、名前を変えるということも考えてほしいと思います。

ファシリテーターとかファシリテーションという言葉が出てきているんですが、アフタヌーンカフェの初期の方でファシリテーターという人を置いて進めたときに、すごくしゃべり過ぎたということがあって、私、感想にファシリテーターとかそういう方を置くときのデメリットも考えてほしいということを書いたときがあります。

新保さんが神戸でそういうことをしたことがわからなかったとおっしゃられたんですけども、先ほどリスクコミュニケーション官もホームページを充実させてとかと言ったんですけども、ホームページとかそういうのを見る人はまだまだ一部ではないかとずっと言っていますので、引き続きそのことも考えていただきたいと思います。ありがとうございました。

○阿南座長 では、よろしいでしょうか。

原さん、どうぞ。

○原専門委員 素朴な質問ですが今度の改正で省庁間の調整は消費者庁にということですが、その

前までは食品安全委員会がやっていたのですよね。今までいろいろやってきた中で、不思議なのは、厚生労働省とか農林水産省との共催、農林水産省との共催は1つしか出てこないし、厚生労働省は2つぐらいしかないですね。

地方公共団体は多いのですが、経営資源、財政とか人数が限られている中でこの食品安全委員会の中で全部やれといったらそれは無理な話で、なぜ他の省庁は食品安全委員会と一緒にやろうとする動きがないのか、あえて少ないのかということが1つと、講師派遣の方でも厚生労働省や農林水産省はいろいろな企画をやっていますが、そこに対しての講師派遣というのは意外と少なくそれぞれ自前でやってしまうのか、それとも食品安全委員会に頼る必要がないのかといった点が疑問です。

○阿南座長 その辺はどうでしょうか。

○新本リスクコミュニケーション官 他省庁との連携の話でございますけれども、ここにありますような主催者という観点からいうと、具体的に厚労省、農水省が出るというのは数少ない形になっておりますけれども、実際には主催をどうするかというのはものの性格からやっているものですから、実際に食品安全委員会主催でも、関連する質問があり得るので、関係する省庁にオブザーバーという形で御出席をして、実質的な連携はやっているつもりでございます、そういう意味ではこの主催者の書き方がわかりにくいということかもしれません。そういうような運用をさせていただいているところでございます。

自治体からの講師の派遣ということでございますけれども、我々としてはできるだけ新しい食品安全の体制になったわけでございますので、その辺の考え方も含めてできるだけ各地域でこういったことを説明する機会をいただくということは非常に重要ですので、地方自治体からの要請に対しては可能な限り対応させていただいているところであります。

ただ、依頼でございますので当然経費、交通費とかは先方に持っていただくという形でやっておりますけれども、そういうような形で対応させていただいているところでございます。

○阿南座長 確認したいのですが、主催したものだけをここは載せているということで、農水省や厚生労働省がやっているものについては掲載はしていないということですね。

○新本リスクコミュニケーション官 そうです。ここはあくまでも主催に食品安全委員会が絡んだものについてだけ表示しているということで、例えばクローンの関係で申しますと、農林水産省がいろいろ消費者団体に説明をしているんですけれども、その際は我々の方も一緒に行くとか、そういう形もやっていますので、そういったものはここには出てこないようなものも幾つかございます。

○阿南座長 どうぞ。

○小泉委員長 先ほどの御質問なのですが、実は私ども食品安全委員会は食品をとることによって健康にどういう影響を及ぼすかということで、厚生労働省は食品中の残留の基準を決めているとこ

ろ、農水はその原材料の農産物です。

ですから、どうしてもそういった健康問題については厚生労働省のところで今までやっていたという関係もあって、食品中の残留性ということになるといろんな規定はどうなっているのだという質問が多いものですから、そういった関係でどうしても厚生労働省が多いかと思います。

○原専門委員 次の場で言うことなのかもしれませんが、各省庁との関連という部分で私が厚労省と農水省の共同会議に参加していたとき、消費者庁ができるがこの会議はどうなるのかと委員の中でも各省庁の関係がよくわからなくて聞いたことがありました。コミュニケーションで双方向性を重視するときに、国民目線とか消費者目線からいったら、どこから情報をもらったらいいか、どこに情報を探り当てていったらいいのかというのが実はほとんど理解されていないのではないかなと思います。

そういう点では、食品安全ダイヤルの 422 件は 4 月から 1 ヶ月あたり 42 件、思ったより少ないなという感じです。各企業への消費者からのいろいろなお問い合わせであれば、1 食品企業だけで相当な件数が来ているはずですが、国のやっている機関で四百幾つというのは極めて少ない。というのは、双方向性のいろいろな取組をされているけれども、まだまだ理解されていないということなのかなと感じているところです。

《リスクコミュニケーション専門調査会の今後の進め方について》

○阿南座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

では、6 番目の今日の課題です。「リスクコミュニケーション専門調査会の今後の進め方について」ということで、今も随分意見が出されておりましたリスコミのプランニング、実践、その検証のための仕組みが必要ではないかというような御意見ですとか、ファシリテーター、インタープリターの定義を明確にする、モニターについてはどうしたらよいか、またサイエンスカフェのことについても質問が出されました。それと今の他省庁との連携の仕方についても、今後につながるような御意見が出されておりましたけれども、それに加えて御意見があれば出していただきたいと思います。が、まずその前に、事務局から少し問題提起をしていただければと思います。

○新本リスクコミュニケーション官 それでは、若干お時間をいただいて御説明させていただきたいと思います。このリスコミの専門調査会の調査審議を今後どうするかという検討に当たりまして、今の状況をお話しさせていただきますと、基本的には専門調査会でございますので、委員会が求められた事項についての調査審議を行うということになるかと思いますが、これについては先ほどの資料 3 の 1 枚目にありますような平成 18 年 12 月の委員会決定というものが直近のものでございまして、この関係につきましては 5 つの課題がありまして、4 つについては一定のとりまとめがさ

れ、諸外国の連携については機会があるごとに、外国の機関が来るたびにいろいろ御議論するといふようなことで進めているところでございます。

そういう意味で一定の対応はしておるんですけれども、この中でもまず諸外国の連携の部分については引き続き外国機関の招聘事業と併せて、その機会をとらえてこの場で必要に応じて検討するということはどうであろうかと考えております。

この5つの事項のうち、リスクコミュニケーションの検証という部分でございますけれども、これについてはこれまでの調査審議の結果といたしまして意見交換会のガイドラインを設けたというのが1つのとりまとめの結果でございますけれども、先ほど来いろいろ意見、御質問がありますように、リスクコミュニケーションの検証というのは引き続きやるべき分野なのかなという感じはしておりまして、検証をいただきながら改善策について審議いただくということも引き続き重要ではないかと考えています。

もう一つ、先ほど原専門委員からもお話がありましたけれども、消費者庁が設置されたことでこの専門調査会の性格も若干変わったということがございます。繰り返しになりますけれども、この9月まではいわゆる政府全体のリスコミの調整という部分もこの専門調査会の方で御審議いただくということになっておりましたけれども、その点については消費者庁に移りまして、この専門調査会におきましては委員会が行うリスクコミュニケーションについての御審議をいただくとなっております。

消費者庁の関係はどうかということがあるんですけれども、実は私どもといたしましては、月に2回程度ですけれども、関係省庁とのリスコミの担当者の連絡会議をやっておりまして、先ほども少しお話ししましたけれども、この9月以降は厚生、農水、環境省に加えて、消費者庁の消費者安全課の方にも参加いただきまして連絡をとっているところでございます。

やはり調整役としての消費者庁ですので、消費者庁がどのような取組をするかというのは大きな話ではございますけれども、まだ消費者庁としてもリスコミの調整の在り方については検討中といいますか、1つは大きな枠組みといたしまして消費者基本計画の検討の中で具体的にどうするかという話もありますし、もう一つは、新たにできました消費者安全法の基本方針の中でこのリスクコミュニケーションも1つの話になるのかなということで、そういった場でリスクコミュニケーションについての審議が進んでいるというような状況でして、具体的に全体としての調整についてどういう形でやるかというのはまだ明らかになっていないという状況でございます。

ただ、そうはいいいましても、食品安全委員会でございますので、科学的知見に基づいて、客観的、中立・公正にリスク評価を行っているという立場は変わらないわけでございますので、そういった立場でやはり科学的知見に基づいて、かつ中立・公正な立場でリスクコミュニケーションを行って

いくという重要性は変わらないものでございますので、そういう意味では消費者庁が設置されたわけですが、この委員会がやるリスコミについては大きく変わるものではないのではないかなと考えているところでございます。

一方で、食品安全委員会の認知度がいろんな調査によりまして必ずしも高くない、あるいはその役割についても正しく理解いただいていないというような声もありますし、リスク評価の結果についてもよりわかりやすく、かつ双方向性をもっと高めるべきではないかというような声がありますので、そういう意味でいいますと、やはりこの専門調査会の今後の調査審議といたしましては、今日もかなり既に御議論に出ていますけれども、意見交換会や各種の情報提供、あるいは人材育成といった諸々の食品安全委員会が行っているリスクコミュニケーションの具体的な活動につきまして専門委員の皆様もそういったものに御参加いただきながら実際の効果を検証して、改善について御審議をいただくということが今後重要ではないかなと思っておりますので、そういったものも事務局としては考えているところでございますが、皆様方のお考えといいますか御意見を踏まえて、専門調査会での調査審議の在り方をコメントいただきたいと思いますと思っております。

私からは以上でございます。

○阿南座長 それでは、事務局から説明がありました内容、そして先に事務局から報告のありましたコミュニケーションの取組状況ということも踏まえて、皆様から御発言をお願いしたいと思います。

先ほどすでにいろいろな御意見の中で問題提起されていた部分もありますけれども、それに重ねても結構でございますので、御意見をお願いいたします。

○唐木専門委員 資料3の3ページを見ていただくと、これはリスクコミュニケーション専門調査会が平成15年に発足したときに、今後リスコミ専門調査会で何をすべきなのかということを1年議論した。その結果がここにまとまっていて、それが翌年の8月に食品安全委員会決定になっているということです。

私はこれはまだ生きているものだと思いますが、この専門調査会がやるべきことがポチポチで7項目ぐらい並んでおります。これを見ていくと、最初に食品安全委員会関係行政機関が行うリスクコミュニケーションへの助言というのがあります。今までやってきたのは主にこれで、総論的な答えあるいは方向付けをするということでこの6年間で幾つかの報告書を出してきたということです。

2番目に、種々の意見交換会へのリスクコミュニケーション専門調査会メンバーの積極的参加と、これが実はこれまでの委員会ではこれをすべきだすべきだと言いながらほとんど行われてこなかったことだろうと思います。

それはなぜかという、参加の定義がされなかったんです。参加というのは何なのかと。リスクミを行うときの企画に参加するのか、ステージに上るのか、結果を検証するのか、単に参加をするのか、個人的に行うのか、専門調査会として行うのか、ここで決定したのですから専門調査会として行うということだろうと思いますが、今までは個人でぼつぼつと言っているにすぎなかったということで、これは全くシステム化されていない。この辺はひとつ今期大きな課題になるだろうと思います。

3 番目のポツには、行政、食品関係事業者、消費者、メディア、教育関係者などの関係者との随時直接意見交換を実施。これは親委員会あるいは事務局の方でやっておられるということですが、これは先ほど申し上げていましたように、我々の専門調査会は全く関与していない。そうすると、我々がやるというところに書いてあるんだけど、これはどうなっているんだろうというのが今までの専門調査会の中の委員の感覚でした。

同じことがまた次にもあります。関係する専門調査会等と連携して関係者の間で意見の違いが大きい案件、農薬、添加物、遺伝子組換え食品など安全性についての安全性についての関係者の認知ギャップの大きい分野を含む。この関係者の間で理解が不足している案件等についてのリスクコミュニケーションを計画的に実施する。これが非常に重要な事項で、これも親委員会あるいは事務局がおやりになっていると思いますが、我々が聞いているのは報告だけということです。

これも上と同じように我々がどのように、この専門調査会がどのように関与するのかというのは、2 番目のポツの参加という定義とも絡んで少し真剣に考えなくてはいけない。

次の 3 つのポツは、迅速かつ効果的なコミュニケーションを行うためのシステムの開発、風評被害の原因究明と防止の方法の開発、これはかなり難しい問題で、これは引き続き検討していかなければいけないと思いますし、最後の国際的なリスクミの推進は先ほど御報告があったように、随時行われている。

しかし、これについても専門調査会がほとんど関与していないという点では、上のリスクミと全く同じということです。そういうことでこの発足当時、我々がやるべきであるということを計画した。これは実態としては動いてはいますが、専門調査会がこれに関与していないという点をどう考えるのかということも 1 つ整理が必要なところだろうと思います。

○阿南座長 どうぞ。

○堀口専門委員 唐木先生とかにこれまでのことをお尋ねしたかったんですけど、この資料でいくと助言というのは、調査会のメンバーがするんだろうなとわかるんです。

次に意見交換を実施と書いてあると、私たちが意見交換をどこかでやらなければいけないのかというイメージになるし、計画的に実施となると、計画はだれがやるんだろうと、だれかがやったも

のか、またはここで計画してやるのかなとか、システムの開発についてはここで開発をするのか、例えば何か研究とかもあるので、そこで幾つか開発されたものについてここで議論してこれがいいのではないのでしょうかと安全委員会にいうのか。

実施と推進はどこがどうなのかなというところで、ここがリスコミの調査会なので、言葉についての取扱いは非常にきちんとしていかないと、多分委員の先生方のイメージが変わってきて議論が変わるかなと思うので、これまでのこともあるんですけども、私はこの資料の作成について注意を払っていただきたいと思います。

それは、先ほどの原専門委員からの質問からも、これは主催だけのものなんですかといったようなところから、資料は見せるものですから、資料で混乱がまず生じないように、委員が同じように解釈ができるようにしてもらいたいというのと、この今回の資料はホームページで公開されるんですか。

○新本リスクコミュニケーション官 公開されます。

○堀口専門委員 そうしたら、この会議を聞いていなくて資料だけ見た人だったら、また原専門委員と同じようなことを感じる人も出てくると思うので、やはり公開されるものであれば資料の作成にかなり配慮をしていただいて、建設的な議論ができるようにまずはしていただきたいという、今後の方向性ではないんですけども、そこが自分の頭の中で整理ができなくています。済みません。

○新本リスクコミュニケーション官 議論の前提となる資料が不十分で申し訳なく思っています。今、言われたような、唐木専門委員も言われましたけれども、16年の調査審議を求める事項ですけども、その基となった16年に取りまとめられた「現状と課題」での記述をみても必ずしも主語が明確ではない部分もあって、そこは再度そういう目で見えて、次回にでもこれまでの経緯については整理をしておきたいと思います。今、見ているんですけども、主語がない部分もあって。

○唐木専門委員 食品安全委員会、この専門調査会が始まった当時は、専門委員会はみんな燃えていたんです。我々が計画をして、勿論、実施をするのは事務局であり、食品安全委員会であり、ここでできるはずがないけれども、我々が実施のプランニングをして、全面的に関与していかなければいけないだろうという意味がここに込められているということです。

ですから、いつも話すんですが、最初に専門調査会が発足したときは傍聴席が満員でした。しかも入りきらないぐらいの方がいらっしゃっていた。それはここに対する期待が非常に大きかったということだと思います。ですから、我々も是非こういうことをやらなければいけないということをやっていたんですけども、その後、この資料2を見ていただければおわかりになるように、方向性だけで6年間終わってしまった。こういったことをこの実施のための具体的な検討とか具体的な計画に我々が関与することはなかった。その中で、世の中の注目はずっと引いていってしまったとい

う経緯があります。ですから、その辺についてもこれから我々はどうすべきなのかというのはもう一度考えなければいけないだろうと思います。

○堀口専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○阿南座長 広田さん、どうぞ。

○広田専門委員 初めてなので聞かせていただいていたんですけども、私は先ほど意見が出ました意見交換会に、ここで諮問している検討委員会の方に関係しているので先日行ってきたんです。そのときすごく思ったことは、参加している方に、一般の食にそれほど関心のない方を集めたものだったんですが、食品安全委員会を知っている人はいますかと言ったら、物すごく少ないんです。

先ほど出ましたけれども、リスクコミュニケーションをするときに何を伝えるかも重要ですが、コミュニケーションの主体がどういうものかということが信頼関係をつくる上で非常に重要だと思うんですけども、まずその主体である食品安全委員会の認知度というのが非常に低いというのは、多分コミュニケーション効果が非常に低くなっている可能性が高いので、まずその点はちゃんと改善をしていくべきだということがあると思います。

もう一つは、先ほど他の省庁との連携の話が出たんですが、実は私は逆のことを考えていまして、先ほど少し出ましたけれども、中立・公正な情報を出すということが食品安全委員会にとって非常に重要なことですし、またコミュニケーションがそういうものだとして認識してもらうことが非常に必要ときに、例えば農水省とか農政事務所とかそういう非常に生産者側に近いところで何かセミナーをやっていると、多分参加する人はこれは安全だという話をするんだろうなという、中立的に話をしているのではないのではないかというような予見を与えるのではないかという感じがします。

現実問題としては、実際にやるときに先ほど原専門委員の方から出ましたように、連携してやっていくことは当然必要だと思うんですけども、そのときにある程度バランスをとってやらないと、食品安全委員会が中立であるというふうに一般の人に認識するときの妨げになってコミュニケーション効果を逆に下げる可能性もあると思うので、その点は配慮をして進めていった方がいいのではないかと考えます。

以上です。

○阿南座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○多賀谷専門委員 1つ質問なんですけれども、消費者庁ができて、この食品安全委員会のリスクコミュニケーション専門調査会は大分変わるべきだなという、変わらなければいけないという気がしているんです。今まではリスク管理である他の省庁と一緒にやってリスク評価と管理両方をコミュニケーションしてきた。

ところが、今回のこれによってそのリスク管理の方は消費者庁ですね。我々食品安全委員会はあくまでもリスク評価したもののリスクコミュニケーションをやるということになってくると、今までは皆さんがお話していたことは当然だと思うんですけども、今後一体どうしたらいいのかなというのが逆にわからない点が出てきてしまうんです。そういう面で今後のリスクコミュニケーションは基本的に消費者庁との関係、リスク管理、評価をどうしていくのか。

過去、確かに皆さんの御意見の中でリスクコミュニケーションをやりますと、リスク管理に関する質問、意見が物すごく多くて、評価に対して非常に少なかったというのが前提としてありますので、そこら辺、今回我々のこの会の意味合いというのは物すごく狭まったなという気がしているんですけども、そこら辺は先ほどまだ消費者庁自身が具体的にどうするのか決まっていないうお話なんです、できるかぎり早く決めていただかないと、この中での今後の進め方も変わってくるのではないのかなという勝手な疑問を持っているんです。

以上です。

○阿南座長 小泉委員長、どうぞ。

○小泉委員長 私のわかる範囲で。消費者庁に移ったのは、特定保健用食品の表示だけです。ですから、恐らく単純に考えれば安全という管理に関しては食品安全委員会と厚労と農水が具体的に基準を決めてどう管理するかとか、安全評価をうちでやる。

安心の部分はかなり向こうにいくのではないかなと、単純に考えればそう思いますので、表示でしかも、例えば食品によって何か事件が起きるとか事故が起きる、いろんな健康被害が起きるといふとこれは厚生労働省に聞きますとうちの領域だと言われるんです。

ですから、まだどういうふうにきっちり分けられるかわかりにくいんですが、特保の表示といったものについては消費者庁管轄だと思います。

○多賀谷専門委員 ということは、リスク管理を含めたリスクコミュニケーション、従来どおり食品安全委員会も加わってやるという考え方でよろしいのでしょうか。

○小泉委員長 そうです。

○多賀谷専門委員 わかりました。

○小泉委員長 表示も一緒。表示の質問が出たりしますよね。総合調整も勿論。

○野村委員 今までリスクコミュニケーションの全体の調整は食品安全委員会がやることになっていましたけれども、今度消費者庁ができてリスクコミュニケーションの全体の調整は消費者庁が担当するというので、多賀谷さんがおっしゃるとおり、食品安全委員会がやるリスクコミュニケーションは狭まったことは確かです。

○新本リスクコミュニケーション官 今、野村委員が言われたとおりで、整理としてはこれまで関

係行政機関が行うリスコミの調整もこの調査会の審議対象だったんですけれども、それについては消費者庁が行うということで、基本的にはこの調査会は食品安全委員会が行う事務、すなわちリスク評価についてのリスクコミュニケーションについて調査審議をいただくと変わったというのが、多賀谷専門委員が言われたとおりでございます。

○多賀谷専門委員 リスクの管理も今までのような形でここが一緒になってリスクコミュニケーションという形を考えていいかどうかという御質問を申し上げたんです。

○新本リスクコミュニケーション官 まず、この専門調査会の調査審議を対象としては、厚生労働省や農林水産省が行うリスク管理についてのリスクコミュニケーションは、対象にしないとなったということが1つございます。

ただ、実際に食品安全委員会はリスク評価に関するリスクコミュニケーションを当然これからもやっていくわけなんですけれども、そのやり方については事案によってはリスク管理機関と連携をとって進めることもあるということだと思います。

○野村委員 例えば従来ですと、厚労省と農水省がこういうことで評価機関も含めてリスクコミュニケーションをやりたいといった場合は、食品安全委員会が全体を調整しながらやっていくということなんですけれども、これから先はそういうリスク評価機関も含めてリスクコミュニケーションをやりたいという場合は消費者委員会が調整をしていくというまとまり、分け方であって、ただ我々としては、いずれにしても評価をより深く理解してもらあるいは評価をよりきちんとやっていくというために、必要とあれば管理機関との連携も勿論考えていくべきだということで、我々としては評価がどれだけ行われて理解されていくかというところに重点を当てて、必要な場合には管理機関とも連携するという方向でいくということになると思います。絶対に管理機関はテーマは知らないよという話ではないと思っております。

○唐木専門委員 一言付け加えさせていただくと、リスク評価に関するリスクコミュニケーションというものをどの範囲にとらえるかという問題で、例えばある化学物質についてのリスク評価を科学的にこう行いました、それだけだと皆さん興味を持たないと。しかし、リスク評価というものはこういうものであって、食品安全委員会はこうやっていますと、こういうデータが出ているあるいは記事が出ているけれども、これは間違いですというようなこともリスク評価のリスクコミュニケーションであるにとらえたのが先ほどの資料3の関係者間で意見の食い違いが多い、あるいは誤解が多い、その案件を何とかリスクコミュニケーションで食品安全委員会も説いていこう。ですから、これもリスク評価の1つだと我々が認識をしているということをはっきりさせておけば、この範囲まで我々できるだろうと思います。

○阿南座長 近崎さん、どうぞ。

○近崎専門委員　またとんちんかんかもしれないんですけども、リスクのことなんですけど、今、私たちの周りで一番関心が高いのは健康エコナの問題なんです。結局、消費者庁としてはそれは製造というか商品としての販売を停止させてしまって、要するに危険性があるものはやめましょうということでエコナの特保の申請も企業が自主的に返還されたというようなんですけれども、本当に危険なのかどうかというのは食品安全委員会としてはどういうふうに、発がん性の可能性があるかもしれないということで、あると断定はされていないわけですね。その前に消費者庁がもう商品としての販売を停止させてしまうということに対して食品安全委員会という組織としてはどういうふうに声を上げていけるのかなというか、そういう行政との関連で本当に中立的に意見を言えるのかということはずごく私たちとしては知りたいんです。

特保という表示をしてある以上、健康に対しての有益な部分もあったと思うんですけども、100%危険性がない食品などはないと思うので、そこでほとんどが安全なんだろうけれども、本当の1%とか2%危険であるということで本来持っている食品のよさというのを全部崩してしまうというのはすごくもったいない気がするんですが、その辺のこういうメリットもあるんだけれども、こういうデメリットもあるという形できちんと食品に対してのリスクを公表するようなシステムというのはリスクコミュニケーションではできないのかなということを思うんです。

○阿南座長　エコナの結果について簡単に。

どうぞ。

○小泉委員長　エコナの具体的な評価はリスクの評価委員会、即ち専門調査会で行うべきことなのです。ここはリスクコミュニケーションをどうやるかという委員会ですので、あまり細かいところに入り込むと科学的な知識が要るようになってしまいます。1つ申し上げたいのは、先ほど言いました表示は、消費者庁に移りました。だから、表示して健康に問題ないかどうかということについては実は消費者庁から諮問がありました。ところが、即座に花王が取り下げたということで、もう表示の問題がなくなったので、すぐさま今度はそれを取り下げますという文書が来て、これは終わっているわけです。

健康影響については今、審議中ということです。これはもう評価の専門調査会で行っているところです。

○阿南座長　では、議論をまた戻して、いかがでしょうか。

近藤さん、どうぞ。

○近藤専門委員　今後の活動にも非常に大きく影響していきますので、資料3の3ページのところ、唐木先生からも御提案がありましたけれども、ここはあくまでも専門調査会でせいぜい月1回程度全員は集まらないかもしれない委員会ですので、ここで何もかも例えばシステムの開発をしたりリ

スクコミュニケーションを実際に計画することは不可能なわけです。

仕組みからいっても、私たちの立場というのは専門調査会の専門委員なわけですから、あくまでも食品安全委員会のリスクコミュニケーションが計画された実際やることについてお伺いをして、それが是非消費者の立場に立って、国民の立場に立って、あるいは事業者の立場に立ってそれが効果的であるとか、あまり効果がないとか、お金がもったいないとか、もっとやった方がいいということの議論をされるのが私たちの役割ではないかなと認識しています。

ただ、ここに書いてある中で、そこで正しい安全委員会がなさってらっしゃることに対してより的確なコメント、意見、提案が述べられるように、例えば実際に行われている意見交換会であるとか、アフタヌーンカフェであるとか、そういうところには可能な限り自らの意思を持って参加をして、意見を申し上げるのが適切ではないかなと思っています。

もし具体的に計画の段階で参加するのであれば、またそれは違う立場で、勿論、専門調査会でありながら更に求められて個別に計画等に参加する必要があるかと思いますが、あくまでもこれは専門調査会なので、それはそれなりの役割の中でやっていったらよろしいのではないかなと私は考えております。

○阿南座長 どうぞ。

○唐木専門委員 そういう考え方もあると思いますが、我々は今までやっているのは、最終的な結果の報告を聞くだけですよね。だから、我々と関係のないところで企画され関係のないところで行われたものがこういうものが行われましたという報告だけ、それでいいのかと。だから、こういうことを企画していますという段階から聞いた方がいいのではないかということです。

○近藤専門委員 それはおっしゃるとおりですね。

○阿南座長 今まではそういうのは全くありませんでした。プランの段階からここで諮っていくということを是非進めてほしいというのが意見です。

プランが示されないとそれに対して何も言うことはできませんし、その実施に当たってまたその実施をした後での検証も仕事だとしたら、それもなかなか難しいことですので、その辺もはっきりさせた方がいいということですね。

ほかに御意見はございますか。今年の計画というのはもうできているのですか。

原さん、どうぞ。

○原専門委員 私のところに送っていただいたガイドラインとか当面の取組方法とか、今までこの委員会で議論されてきたものを読んで、方向性はもう全部出されていますね。今までのリスコミ専門調査会の役割は、私の理解としては関係行政機関が行うリスコミへの助言というものが大きな比重を占めていて、そもそも発足当時リスク管理とリスコミというのが渾然としたのをかなり整理

されたなど、今までの報告書を読んで理解してきたので、ではこれから何をやるのかなということを思いながらここに参加したところです。

先ほど唐木先生に整理していただいたのでわかりましたが先ほど省庁との連携の話をしました。農水省のいろいろな検討会に出て意見を言うときにこれをやれば幾らかかるという予算との兼ね合いが必ず頭にあります。

だから、是非ここを強化して、そのために予算を確保することが必要ですよという立場で発言します。実施とか開発とか推進というのには必ず予算が必要です。そこがどこまでこの食品安全委員会の中の独自予算で可能なのか、それともその部分では各省庁予算と併せて食品安全委員会が主体となってやれる部分もあるのかというのがわからないと、その部分はあまり議論のしようがなく、無責任な行け行けどんどの発言はできないと思います。

ですから、次回でも結構ですが、大体このくらいの予算規模の中でこういうことが過去の例からいけば可能ですよとか、そういったものがないと具体的な議論はできないなと思いますが、いかがでしょうか。

○阿南座長　いかがですか。

関連して、堀口さん、どうぞ。

○堀口専門委員　なので、プラン・ドゥー・シーで唐木先生からお話もあったように、まずプランの段階でまず見せていただいて、意見を言うだろうし、ドゥーのところで委員も参加して意見も言うだろうし、シーの検証でも意見を言うというところのプランのところで、今、原専門委員が言われたのはコストもかかるからその資金源としてどうなんだという資料も一緒にできる限り見えた方が意見がきちんと言えると解釈をしているのですが、間違えていないでしょうか。

○小泉委員長　この予算は今年は全体で 13 億ぐらいなので、非常に少ないのです。そういった大まかな計画を立てるのは実は企画専門調査会というのがありまして、そこで調査をどうするかとか、技術研究をどうするか、そういった運営計画みたいなものを行っています。

したがって、リスコミのところで今回例えば 2,000 万使いますという予算があれば、今後はそこの中でどういうことができるかということを検討することは大切かと思います。

○阿南座長　企画専門調査会のところで、リスクコミュニケーションの取組についても計画は立てているということですか。

○小泉委員長　予算の分割というのでしょうか。そういうことを一応出して、どうでしょうかという意見は聞いています。

○新本リスクコミュニケーション官　関連で、毎年度食品安全委員会ではその年度の運営計画ということを決めていまして、そういう委員会で決定されてございますけれども、そういった全体の中

でそういう資源配分をしているというような状況でございます。

併せて、プランについてこの場で御説明がないということで、そのとおりですけれども、計画だけ申し上げますと、例えば毎年度の初めの専門調査会におきまして、そのときの大まかなリスクミの活動計画みたいなものは御報告をさせていただいてございますが、恐らく今日の議論はそういうことではなくてもっと具体的な細部のということだと思いますので、そういう点ではこれまでプランについては御説明したいというのはございますけれども、一応そういう形で全体像だけはお示してきたという結果は補足させていただきたいと思います。

○堀口専門委員 プランに介入するのは、こうしますとその年に言われても、それは変更がなかなか難しいではないですか。やはり効果的なコミュニケーションをやるには、来年度どうしましょうかというところで、今の中間評価とか、今年度今ここまでやっている、今回 10 月までと出ていると思うんですが、最初にこうやりますと言われたものについては、議論ではなくて報告ですので、その仕組みというものを前倒してやっていかないと、今、唐木先生とか近藤先生とかが言ったような内容にはならないような気がします。

○新本リスクコミュニケーション官 おっしゃることはよく理解しましたので、そこは検討させていただきたいと思います。

○唐木専門委員 進行で一言だけ。リスクミ官、最初のこの会議の説明のときに落としたので追加をさせていただくと、このリスクミ専門調査会が始まったときの申し合わせで、「先生」は言わない、みんな「さん」でいきましょうということですので、よろしくお願いします。

○阿南座長 多賀谷さん、どうぞ。

○多賀谷専門委員 今のプランで先まで見てというお話なんですが、食品安全委員会の場合、自ら諮問するということは非常に少なく、関係省庁から質問があって初めていろいろやるというのと、食の安全問題はそのときどきでいろいろなものが話題になってしまう。そこら辺の話題になったものと、では計画的にやるというものがマッチしない部分というのは物すごく多いと思うんです。

そういう面でここに書いてある、例えば認知の差、遺伝子組換えにしても農薬にしても、こういうものについては安全とは何なんだということを伝えていく部分なのでこれはできると思うんですけれども、一方で一番大事なのはリスク評価についてのリスクミというのは、やはり諮問があっての上ですから、そういう面では意外とプランというのはつくりにくい部分、長期的な形で見てやるのは難しい部分はあるのかなと思いますので、やはりそこら辺も今後やるべきリスクミの内容と、ものの仕分けというか大まかな形で、これはこれにする、こちらはこうにやるというようなことをしていかないと、みんな同じような方向で行っても全く違う方向に行ってしまうような案件が出てくるかなという気がするんです。意見として申し上げます。

○阿南座長 それに関してどうですか。

○堀口専門委員 そう思いますので、内容によってきちんと立てられるものと、その都度という随時というものがあろうと思いますけれども、きちんと立てられるものについては来年度どうするところを言っていただければ、そこにだけでも皆さんの意見がきちんと反映できるようになるのかなと思います。

○阿南座長 では、ほかに御意見はございますか。是非、今日御発言のない方もどうぞ。どうですか。

○石井専門委員 初めてで、このリスクコミュニケーション専門調査会という任務が私もずっと聞いていて揺れていてなかなか定まらないところがあります。私も先ほどから出ているようにやはり食品安全委員会の認知がすごく低い、私は小中高の家庭科にも関わっているんですけども、とても低いですね。

ですから、その認知を上げながらこのリスクコミュニケーションというこれもすごく新しい考え方ですね。これを食品安全委員会の認知と同時に、リスクコミュニケーションの認知と実施を広めていくのが今回私がこの専門調査会の委員になった任務なんだと自覚いたしました。

以上です。

○阿南座長 家庭科の普通の授業の中ではどのような。

○石井専門委員 食品の安全という項目もあるんですが、やはり割り当ててこれについての講義というのは 15 回のうちの 1 回の中の何分の 1 かというような感じですから、なかなか深い、しかも 1 回聞いてすっとわかる仕組みではないですね。そこをもっとわかりやすく説明するというのがなかなか難しいことだと思います。

ですから、パンフレットの作成とか去年は DVD の作成に関わったんですが、やはりそういうことをやっていかないと、文字で渡してこれを説明するというふうにしてもなかなか難しいなと感じています。

以上です。

○阿南座長 どうぞ。

○廉林専門委員 せっかくの機会なので一言発言させていただきます。

自治体で食品行政をやっておりますので、食品安全委員会に頼るところというのは非常に大きい部分がございます。食品安全委員会で評価をきちっとしていただき、国のレベルでの管理をしていただく。それに応じた自治体としての管理を考えていくというのが我々の仕事ですから、安全委員会での評価や国レベルのリスクミは自治体との関わりという点で重要です。

リスクミ専門調査会についてですが、とりあえず今回の専門調査会で何をするかは私も疑問だっ

たんです。あらかた方向性はすでにまとめられているのでこれ以上何があるのかなと思っていたのですが、今日のお話を聞いて、6年経ってやり方をもう少し具体的に見直していこうというお話かなと理解しましたので、自治体担当として発言をしていきたいと思っています。

もう一つ、脈絡のない話で申し訳ないのですが、リスク評価に関するリスコミをやるときに管理はどうするんだということが常に出てくるというお話がありました。我々も食品関係の審議会など都民の意見を聞く場がありますが、我々は自治体のレベルで管理をする立場なんです、そのようにときに国の評価がでていないからそれを東京都でやってほしいという意見が出たりします。その意味ではリスコミは評価と管理というのはセットで考えないと、なかなか一般の消費者には理解されにくいなというところはかなり実感としてはありますので、消費者庁ができて所管がいろいろ変わったにしても、その辺の実態を踏まえてどういうふうにやっていけばいいのかということは、ここが中心になってリードしていく必要があるのではないかなと現場の立場としては思いますので、是非よろしく願いいたします。

○阿南座長　どうぞ。

○中村（善）専門参考人　今の廉林さんの意見は基本的に同じ感覚を持っておりまして、所掌の関係ではいろいろと法律的なことはあると思いますけれども、例えば今まで20年度のところでガイドラインをまとめたのも決して食品安全委員会が食品を評価してそれをコミュニケーションするだけのやり方のためのガイドラインを意図してつくったわけではなくて、当時の管理機関というものも含めて、当然管理機関の中身について介入するつもりは全然ないしそんなことはこの所管外だと思っていますけれども、そういう部分のところからコミュニケーションという部分についてフローして議論してまとめたのがガイドラインだと思っています。

そういう意味では、今後消費者庁も含めていろいろなところをやるとは思いますけれども、そのところでそれぞれまたそういうやり方についてまた検討してつくりますなどという二重三重のことをやるのは国民にとってもおかしな話だし、消費者の目線から見てもどこに話をするんだという話でありますので、そういう観点からするとこのコミュニケーションの在り方という部分のところも、いわゆるそういうところも含めた在り方という部分のところを少なくとも議論はしていくというところはこのところで非常に重要だと思うし、現実的にも非常に政府等の役割では効率的だろうと。

ただ、所掌がそういうことで、例えば農林省、経済産業省、厚生労働省を含めて責任を持って説明すればそういうことはできないかもしれませんが、極力そういうとりわけコミュニケーションという部分のところのやり方について食品安全委員会の事務局にお願いすることになるんだと思いますが、そういう視野で情報も集めながらコミュニケーションというものをやっていただくような議論ができるのではないかと思います。

○阿南座長 ありがとうございました。おおむね意見は尽くしたと思います。今後の進め方ですが、ちょうだいした御意見を事務局とともに整理をさせていただいて、次回、調査会に調査審議の方向性、進め方についてお諮りをしたいと思っております。

本日、予定しておりました議事は以上ですけれども、そのほかに事務局から何かございますでしょうか。

○新本リスクコミュニケーション官 特にございません。

○阿南座長 それでは、予定していました時間を少し過ぎましたが、終了したいと思います。

次回の日程につきましては事務局を通じて調整の上、後日改めて連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして「リスクコミュニケーション専門調査会」を閉会いたします。ありがとうございました。